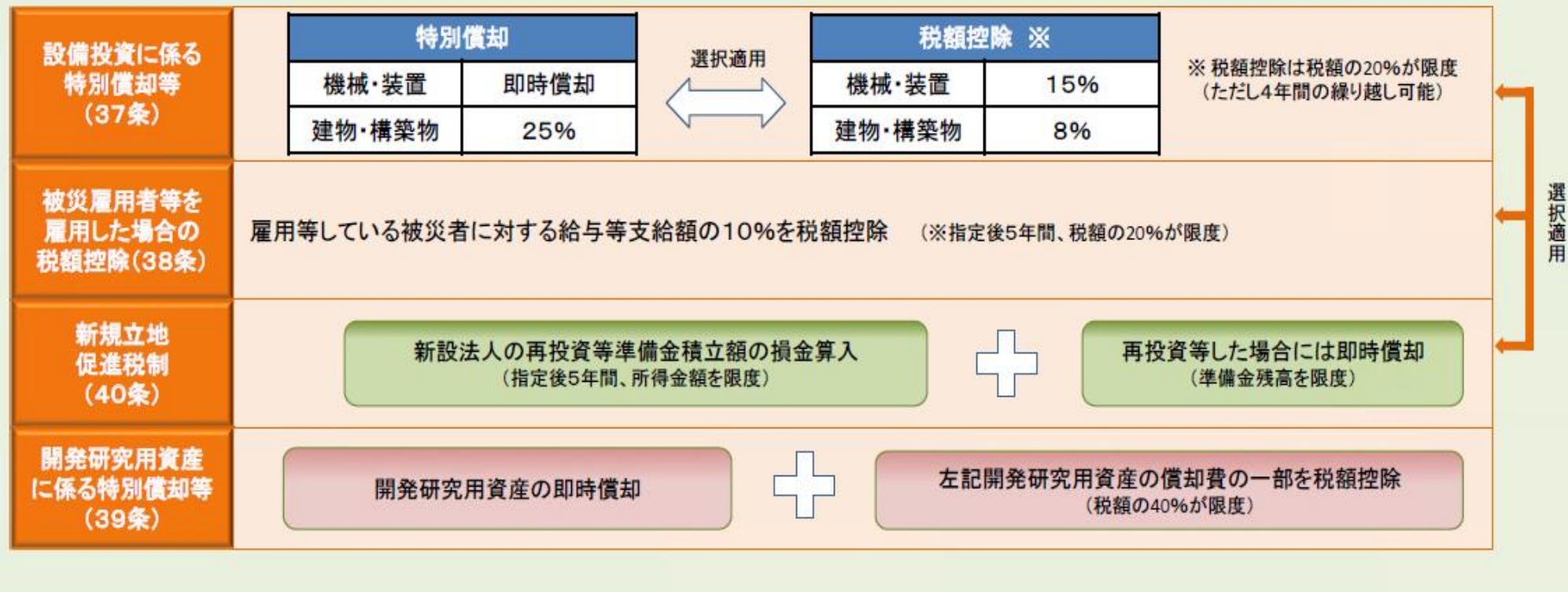


ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う事業者が設備投資や被災者雇用をした場合、以下の税制上の特例措置を受けることができます。

【国税】



【地方税】

<p>事業税</p>	<p>復興産業集積区域内において、上記国税の特例の適用を受ける施設等の新設又は増設をした場合、県及び市町村の条例で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除を受けることができます。</p>
<p>不動産取得税</p>	
<p>固定資産税</p>	

※ 事業税、固定資産税は5年間